



別紙添付②



破産手続開始申立書

平成 23 年 4 月 20 日

東京地方裁判所民事第 20 部 御中

〒103-8332 東京都中央区日本橋本町一丁目 9 番 13 号  
申立人 御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
上記代表者取締役 見上 正美

(送達場所)

〒160-0004 東京都新宿区四谷四丁目 3 番地 福屋ビル 7 階  
青葉総合法律事務所  
TEL03-3226-0051 FAX03-3226-0055  
申立代理人弁護士 浅野 響



第 1 申立の趣旨

申立人について破産手続を開始する  
との決定を求める。

第 2 申立の理由

申立人は、添付の債権者一覧表記載のとおり債務を負担しているが、添付  
の陳述書及び資産目録記載のとおり、支払不能又は債務超過の状態にある。

(手続についての意見)

■少額管財手続 □通常管財手続

所有不動産 未登記建物 1 棟(但し、請負人との間で建物所有権の帰属に争  
いが有ると共に、借地権設定者から借地契約の解除を主張さ  
れている。)

関連事件 無し。

添付書類

貼付印紙	1000 円
送付料	4000 円
備考	70